

後期高齢者医療制度保険料について

平成22年度、23年度の保険料率は、前年度の保険料率が据え置かれました。

☎ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 (☎029-309-1213)

市国保年金課医療福祉係 (☎826-1111 内線2316、2406)

■保険料の計算方法

保険料は、介護保険と同様に個人ごとに算定し、定額の「均等割」と所得に応じて計算される「所得割」の合計です。



1年間の保険料

=

均等割額

被保険者1人当たり
3万7462円

+

所得割額

〔総所得金額－基礎控除額(33万円)〕
×7.6%

※収入が年金だけで、その額が年153万円以下の方は、所得割額は課されません。

※計算の結果が50万円を超えるときは、保険料は50万円になります。(賦課限度額)

■保険料の軽減措置

①均等割額の軽減

「同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額」が次の基準額を超えない場合、保険料の「均等割」が軽減されます。

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額
8.5割軽減	33万円以下の世帯
9割軽減	33万円以下の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(そのほかの各種所得がないこと)
5割軽減	【33万円+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者の世帯主を除く)】以下の世帯
2割軽減	【33万円+35万円×世帯の被保険者数】以下の世帯

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも、被保険者と生計維持関係にある世帯主の総所得金額などは軽減判定の対象になります。

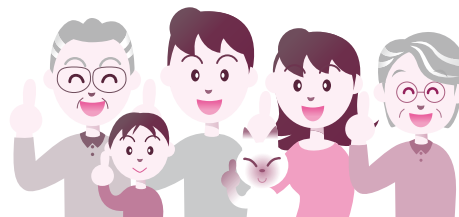
※65歳以上の方の公的年金所得は、公的年金の収入額から公的年金控除と高齢者特別控除15万円を差し引いて軽減判定します。

②所得割額の軽減

保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(具体的には年金収入153万円から211万円まで)の場合は、所得割額が5割軽減されます。

③「被用者保険の被扶養者」だった方の軽減措置

これまでに被用者保険(協会けんぽ組合管掌健康保険や船員保険、共済組合などの公的医療保険)の被扶養者として保険料を負担していなかった方は、後期高齢者医療制度の資格を得た月から保険料は均等割のみとなり、その9割が軽減されます。



■保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、年金からの引き落とし(特別徴収)と市から送付される納付書で納める方法(普通徴収)の2種類があります。

ただし、次の条件のいずれかに該当する方は、納付書で納めてください。

- 受給している年金の年額が18万円未満の方
- 年度途中で後期高齢者の資格を取得された方、または転居してきた方
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超える方
- 後期高齢者医療制度の資格のある住所地と介護保険の資格のある住所地が異なる方(介護保険住所地特例に該当している方など)
- 年金給付の状態が差止、支払保留、担保設定などに該当する方